

自転車を利用される皆さまへ

大人も 自転車乗車用ヘルメット 着用が努力義務に!

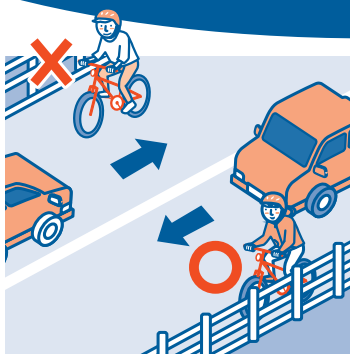
2023年4月1日から

全ての年齢層の自転車利用者に対して、
乗車用ヘルメットの着用が
努力義務となりました。



自転車は「車両」です。交通ルールを守ろう!

自転車の通行は



車道が原則、
左側を通行



歩道は例外、
歩行者を優先

交差点では



信号と一時停止を守って、
安全確認



飲酒運転は禁止



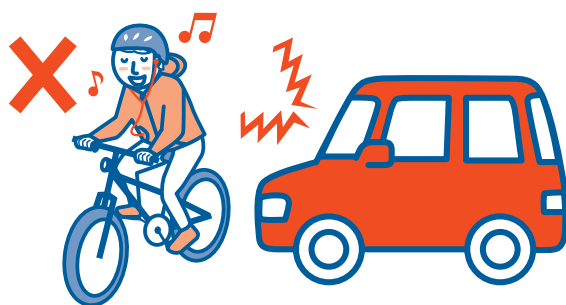
夜間はライトを点灯

違反をすると、懲役や罰金が科される場合があります。

「ながら運転」はやめましょう！



スマホ等使用運転



イヤホン等使用運転



傘差し運転

自転車保険に加入しましょう！



2023年4月1日から義務に！

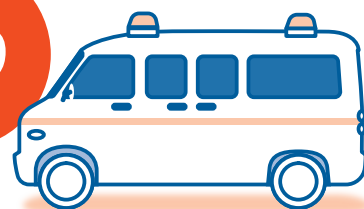
「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」により、広島県内で自転車を利用する場合、自転車保険等に加入しなければなりません。

交通事故への対応

もしも事故を起こしてしまったら

- 負傷者がいる場合は、**119番**で救急車を呼びましょう。
- 負傷者の有無にかかわらず、**110番**で警察に通報しましょう。
- 自転車の運転者も警察官に交通事故の状況を報告する義務があります。

119



110

